

平成29年度 第6回 全国健康保険協会熊本支部評議会

開催日時：平成30年3月23日（金）14：00から16：00

開催場所：全国健康保険協会熊本支部 2階会議室

（熊本市中央区水前寺1丁目20-22水前寺センタービル2階）

議題

1. 平成30年度の都道府県単位保険料率及び定款の変更について
2. 平成30年度支部事業計画策定スケジュールについて
3. 第2期データヘルス計画について
4. その他（報告）
 - （1）九州ブロック評議会について
 - （2）後期高齢者医療制度について
 - （3）事業案内



全国健康保険協会

協会けんぽ

熊本支部

議題 1

平成30年度の都道府県単位保険料率及び 定款の変更について

全国健康保険協会運営委員会（第90回）資料より作成

1-1. 平成30年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見 (概要)

『妥当』、『容認』 とする趣旨の記載がある支部	24支部	引き上げとなる支部	(18支部中 3支部)
		引き下げとなる支部	(24支部中 17支部)
		変更がない支部	(5支部中 4支部)
『やむを得ない』 とする趣旨の記載がある支部	15支部	引き上げとなる支部	(18支部中 10支部)
		引き下げとなる支部	(24支部中 4支部)
		変更がない支部	(5支部中 1支部)
『反対』 とする趣旨の記載がある支部	6支部	引き上げとなる支部	(18支部中 5支部)
		引き下げとなる支部	(24支部中 1支部)
		変更がない支部	(5支部中 0支部)
平均保険料率10%を維持すること や、激変緩和率を7.2/10とすること について『反対』 とする趣旨の記載がある支部	2支部	引き上げとなる支部	(18支部中 0支部)
		引き下げとなる支部	(24支部中 2支部)
		変更がない支部	(5支部中 0支部)

<参考>平成29年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見 (概要)

『妥当』、『容認』 とする趣旨の記載がある支部	18支部	引き上げとなる支部	(24支部中 3支部)
		引き下げとなる支部	(20支部中 14支部)
		変更がない支部	(3支部中 1支部)
『やむを得ない』 とする趣旨の記載がある支部	17支部	引き上げとなる支部	(24支部中 11支部)
		引き下げとなる支部	(20支部中 4支部)
		変更がない支部	(3支部中 2支部)
『反対』 とする趣旨の記載がある支部	7支部	引き上げとなる支部	(24支部中 7支部)
		引き下げとなる支部	(20支部中 0支部)
		変更がない支部	(3支部中 0支部)
平均保険料率10%を維持すること や、激変緩和率を5.8/10とすること について『反対』 とする趣旨の記載がある支部	5支部	引き上げとなる支部	(24支部中 3支部)
		引き下げとなる支部	(20支部中 2支部)
		変更がない支部	(3支部中 0支部)

1-2. 都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文①

激変緩和率による保険料率の調整

◎健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則（抄）

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部の取組の状況を勘案して平成36年3月31日までの間において政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

◎健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）附則（抄）

第4条 平成18年健保法等改正法附則第31条の政令で定める日は、平成32年3月31日とする。

1-3. 激変緩和率による保険料率の調整

厚生労働省告示第16号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）附則第6条第1項第1号口の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第6条第1項第1号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成30年1月26日

厚生労働大臣 加藤 勝信

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第6条第1項第1号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率

平成30年度に適用されるべき平成22年度以降調整基礎率は、同年度における最高第1号都道府県単位保険料率から同年度における第1号平均保険料率を控除した率に7.2を乗じて得た率を10で除して得た率とする。

1-4. 都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文②

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

第160条（略）

2（略）

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三（略）

4・5（略）

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13（略）

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

1-4. 都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文③

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 （略）

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 （略）

2・3 （略）

◎健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）（抄）

第2条の2 健康保険法（大正11年法律第70号、以下「法」という）第7条の6第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、協会が行う法第198条第1項の規定による命令、質問及び検査に関する事項並びに健康保険委員（協会が管掌する健康保険事業の運営に協力して、協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動を行う者をいう。）に関する事項とする。

第2条の3 法第7条の6第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事務所の所在地の変更

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める事項

1-5. 都道府県単位保険料率及び定款の変更に関する厚生労働大臣認可について

◆ 平成30年2月13日本部通知【協企発第180213-03号】都道府県単位保険料率及び定款の変更に関する厚生労働大臣認可について

平成30年度の都道府県単位保険料率及び定款の変更については、平成30年1月29日開催の第90回全国健康保険協会運営委員会の議を経たことから、平成30年1月30日付けで厚生労働大臣に対して、それぞれの変更に係る認可の申請を行いました。今般、平成30年2月9日付けで厚生労働大臣より認可を受けましたので、お知らせします。

- ◎ 1月29日第90回全国健康保険協会運営委員会の議を経る
- ◎ 1月30日本部通知【協発第180130-01号】をもって厚生労働大臣に対して、
全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更に係る認可の申請を行う
- ◎ 1月30日本部通知【協発第180130-03号】をもって厚生労働大臣に対して、
全国健康保険協会の定款の変更に係る認可の申請を行う
- ◎ 2月09日厚労省通知【厚生労働省発保0209第1号】をもって厚生労働大臣より、
全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可を受ける
- ◎ 2月09日厚労省通知【厚生労働省発保0209第3号】をもって厚生労働大臣より、
全国健康保険協会の定款の変更について認可を受ける

1-6. 平成30年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率（特定保険料率）と、加入者の給付費等に充てられる保険料率（基本保険料率）の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\begin{aligned} \text{特定保険料率} &= \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}} \\ \text{基本保険料率} &= \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率} \end{aligned}$$

現 行

9.69 ~ 10.47%

特定保険料率 $\left(\begin{array}{c} 3.73\% \\ 5.96\sim 6.74\% \end{array} \right)$



平成30年3月賦課分～
(平成30年4月納付分～)

9.63 ~ 10.61%

$\left(\begin{array}{c} 3.61\% \\ 6.02\sim 7.00\% \end{array} \right)$

※任意継続被保険者にあつては、平成30年4月分～

1-7. 平成30年度の都道府県単位保険料率について

平成30年3月分（任意継続被保険者にとっては、同年4月分）の保険料額から適用

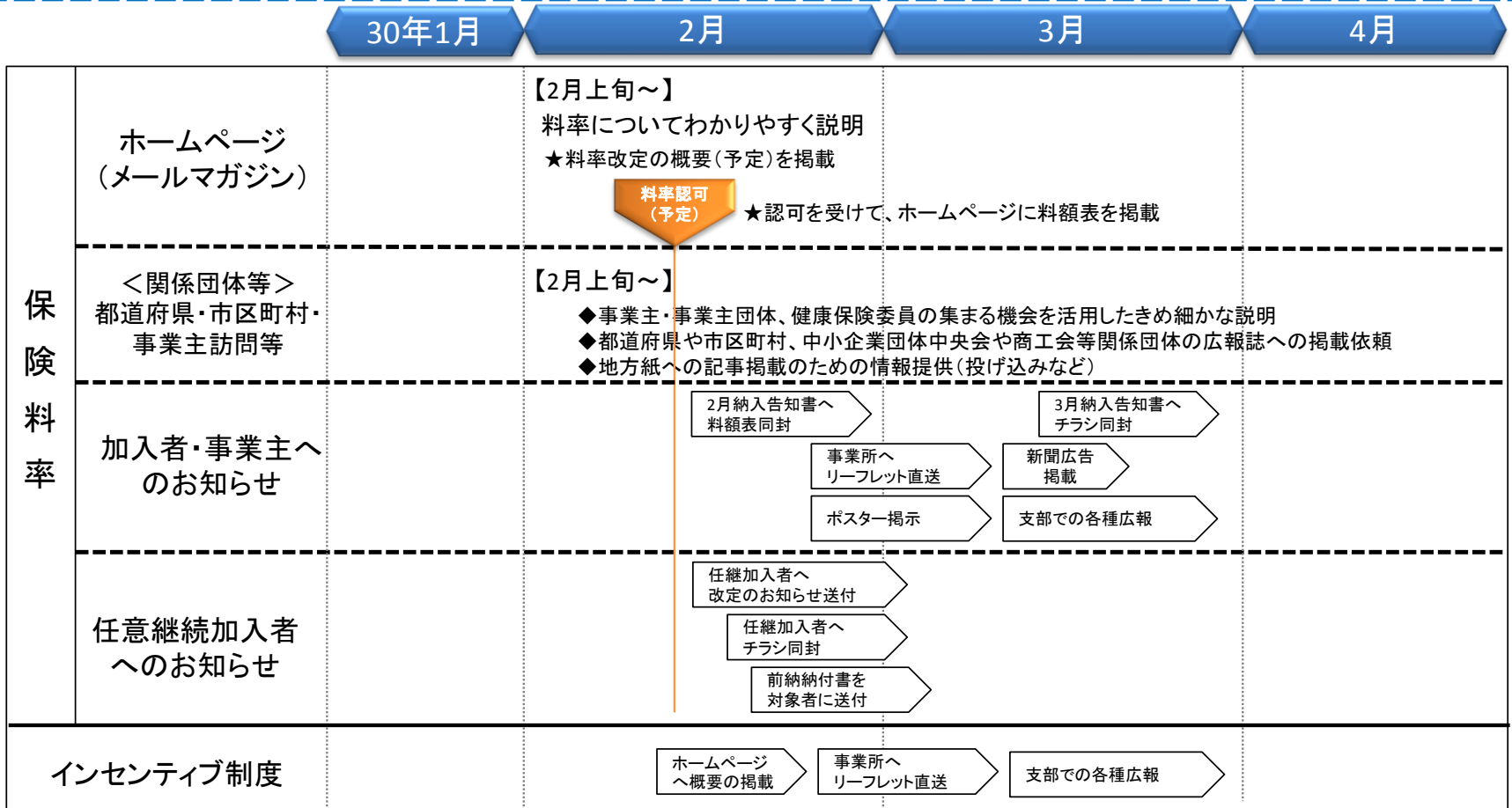
都道府県名	健康保険料率	都道府県名	健康保険料率
北海道	10.25%	滋賀県	9.84%
青森県	9.96%	京都府	10.02%
岩手県	9.84%	大阪府	10.17%
宮城県	10.05%	兵庫県	10.10%
秋田県	10.13%	奈良県	10.03%
山形県	10.04%	和歌山県	10.08%
福島県	9.79%	鳥取県	9.96%
茨城県	9.90%	島根県	10.13%
栃木県	9.92%	岡山県	10.15%
群馬県	9.91%	広島県	10.00%
埼玉県	9.85%	山口県	10.18%
千葉県	9.89%	徳島県	10.28%
東京都	9.90%	香川県	10.23%
神奈川県	9.93%	愛媛県	10.10%
新潟県	9.63%	高知県	10.14%
富山県	9.81%	福岡県	10.23%
石川県	10.04%	佐賀県	10.61%
福井県	9.98%	長崎県	10.20%
山梨県	9.96%	熊本県	10.13%
長野県	9.71%	大分県	10.26%
岐阜県	9.91%	宮崎県	9.97%
静岡県	9.77%	鹿児島県	10.11%
愛知県	9.90%	沖縄県	9.93%
三重県	9.90%		*****

全国平均は10.0%であり、最低は新潟県の9.63%、最高は佐賀県の10.61%、熊本県は高い方から12番目。

1-8. 平成30年度保険料率・インセンティブ制度に関する広報について

< 広報の方針 >

平成30年度の都道府県単位保険料率については、激変緩和率や過去の精算分の影響などにより、支部によって、保険料率が上がる、下がる、据え置きの3パターンが混在することから、昨年度同様、このことを**加入者・事業主の皆さまに正確に周知する。**
平成30年度から新たに本格実施するインセンティブ制度について、制度の趣旨を含め加入者・事業主の皆さまに十分に周知する。



議題 2

平成30年度支部事業計画策定 スケジュールについて

2-1. 平成30年度協会けんぽの事業計画について

～平成30年度全国健康保険協会事業計画より～

協会けんぽに係るPDCAサイクルについては、目標設定（Plan）として、3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。

平成30年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定めるとともに、事業計画ではそれを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定することとされた。

このため、本事業計画では、平成30年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係るKPIを定める。

2-2. 平成30年度熊本支部事業計画の流れ

事業計画の策定（平成30年2月28日）

- ・ 保険者機能強化アクションプラン（第4期）に基づき、KPIを盛り込んだ「**平成30年度熊本支部事業計画**」を策定

KPI【Key Performance Indicator】 キーパフォーマンスインディケーター 重要業績評価指標

具体的施策及び数値目標の決定等（平成30年3月30日）

- ・ 各グループでKPIを踏まえた「具体的施策」及び「数値目標」を決定
- ・ **組織目標達成のための個人目標の設定**

事業計画説明会の開催（平成30年4月4日）

- ・ 保険者機能強化アクションプラン（第4期）、平成30年度熊本支部事業計画、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び各グループ重点事項について、**熊本支部の全ての職員が参加する支部会議を開催、組織目標達成に向けた意識合わせを実施**
- ・ 運用開始・進捗管理及びPDCAサイクル開始

2-3. 平成30年度熊本支部事業計画及び予算の策定スケジュール

通番	項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1	評議会の開催		12/13 (第4回)	1/18 (第5回)		3/23 (第6回)	
2	予算（特別計上）の策定	→					
3	事業計画の策定（KPI含む）		→				
4	予算（業務経費・一般管理費）の策定				→		
4	具体的施策及び数値目標の決定					→	
5	個人目標の設定						→ 運用開始
6	事業計画説明会						★ 4/4

通番2と通番3は評議会で承認

KPI【Key Performance Indicator】 キーパフォーマンスインディケーター 重要業績評価指標

議題 3

第2期データヘルス計画について

資料2 参照

その他（報告）

（１）．九州ブロック評議会について

資料 3 参照

(1) . 九州ブロック評議会について

【開催日時】 平成30年2月14日（水） 13:30～16:00

【開催場所】 JR博多シティ9階会議室（福岡市博多区博多駅中央街1-1）

【議題】 1. 協会けんぽの課題と取り組みについて

○藤井理事の講話（意見交換）

2. 平成30年度保険料率等について
（意見交換）

3. インセンティブ制度について
（意見交換）

4. その他

【出席者】 各支部評議会議長と評議員1名、及び各支部支部長の3名
（本部から、藤井理事が出席予定）

その他（報告）

（２）． 後期高齢者医療制度について

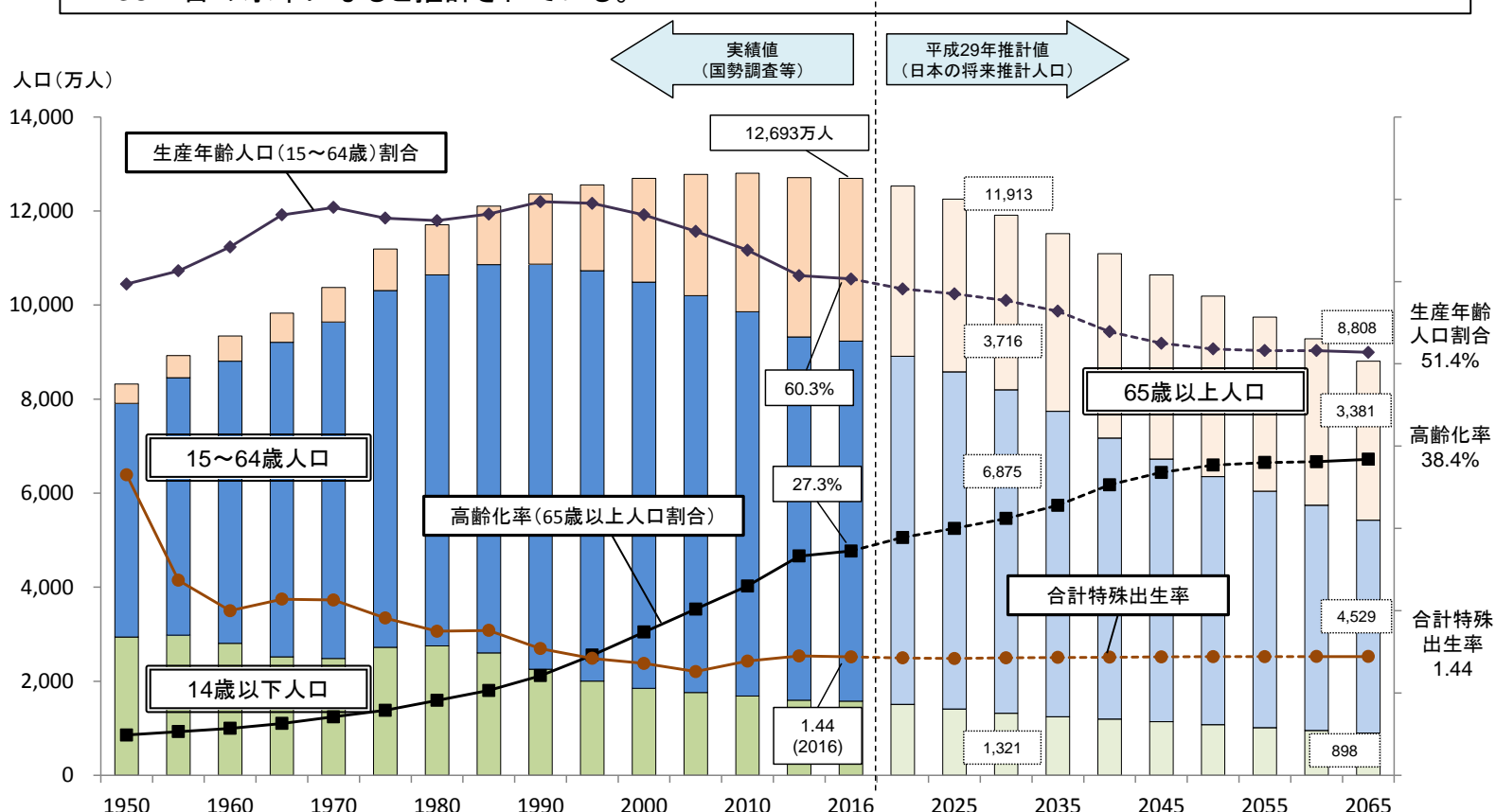
当日配付資料参照

(2) - 1. 日本の人口の推移

日本の人口の推移

厚生労働省作成資料

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

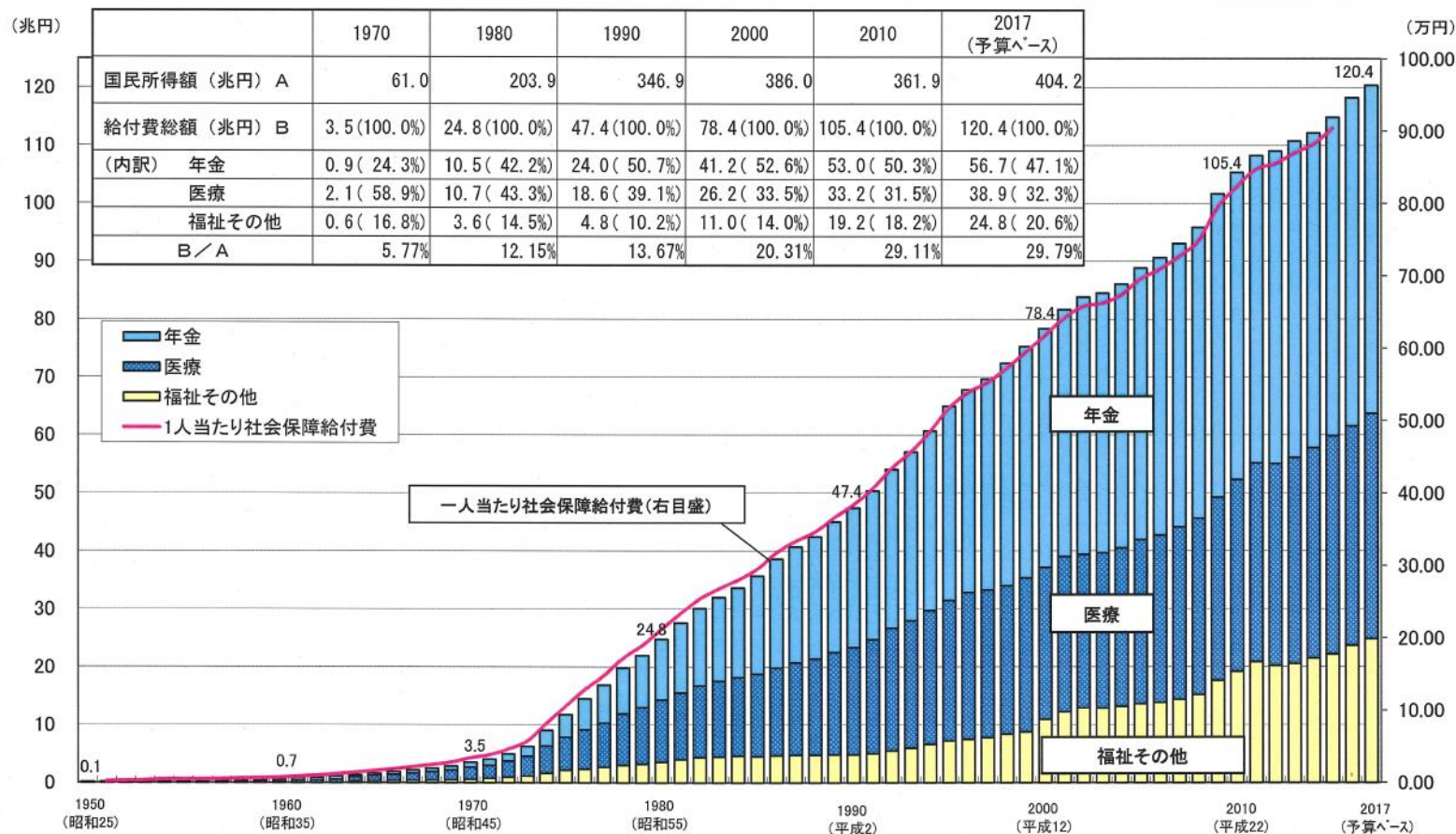


(出所) 2016年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」、2016年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」(※2015年までは確定値、2016年は概数)、2017年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

(2) - 2. 社会保障給付費の推移

厚生労働省作成資料

社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、2016年度、2017年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2017年度の国民所得額は「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成29年1月20日閣議決定)」

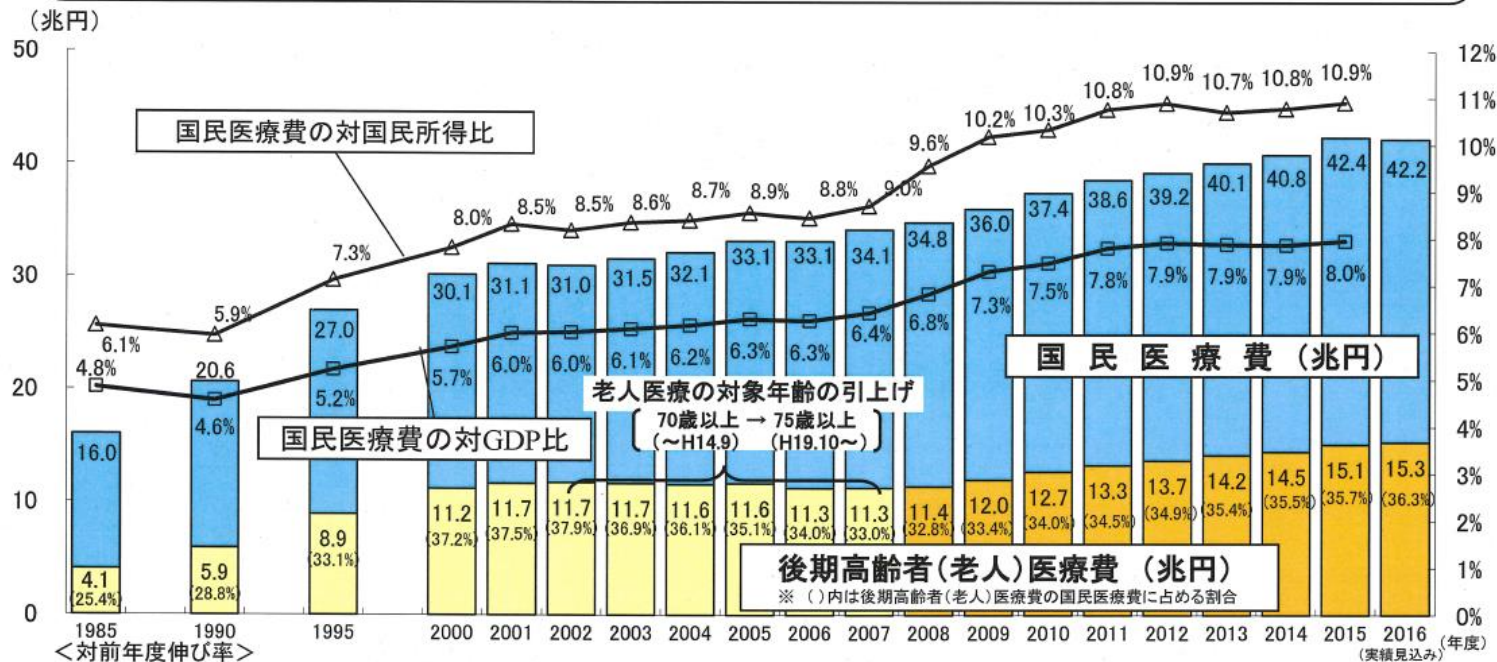
(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2017年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

(2) - 3. 国民医療費等の動向

医療費の動向

平成29年11月8日
社会保障審議会医療保険部会資料

- 近年、国民医療費は対前年比+2~3%程度の伸びであったが、2015(平成27)年度は+4%近い伸びとなり、2016(平成28)年度は▲0.4%と減少している。
- 2016(平成28)年度は、国民医療費42.2兆円のうち、15.3兆円(36.3%)が後期高齢者医療費。



	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.4
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.2

注1 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。

注2 2016年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2016年度分は、2015年度の国民医療費に2016年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。

※70~74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

出典: 国民医療費及び平成28年度医療費の動向(概算医療費)

その他（報告）

（３）． 事業案内

(3) - 1. ジェネリック医薬品使用促進策 ～ピンクのミニのぼり～

平成30年1月9日

ジェネリック医薬品使用促進を目的として、県内すべての保険調剤薬局827局に『ミニのぼり』を送付

平成30年2月14日

ジェネリック医薬品軽減額通知（年度2回実施）を対象者約61,000人に送付

<対象> 20歳以上の加入者

医科：軽減可能額600円以上 調剤：軽減可能額50円以上

< 参考 >

前回は対象者約59,000人に送付しており、
通知翌月の切替率は31.0%で全国3位！
切替効果額は2,400万円/月（推計）
（同率1位は鹿児島支部と山形支部で31.7%）



(3) - 2. ジェネリック医薬品使用促進策 ～セミナー開催～

参加費
無料

ジェネリック 医薬品セミナー

ジェネリック医薬品の普及促進を一緒に考えましょう

生涯教育 | 日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師制度1単位(予定)
講座 | 日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修単位シール(予定)

平成30年
2/4日

会場 **ウェルパルクまもと**
1階大会議室
熊本市中央区大江5丁目1番1号
(場所の詳細は裏面をご覧ください)

時間 **午前10時30分～午後12時30分**
(受付:10:00～)

..... セミナーの内容

- 主催者挨拶 及び協会けんぽ熊本支部からのご案内
- 第1講演 **45分**
ジェネリック医薬品の新たなロードマップ
講師 国際医療福祉大学大学院 教授 武藤 正樹 先生
- 第2講演 **45分**
ジェネリック医薬品産業の現状と課題
～ジェネリック医薬品80%時代とその先を見据えて～
講師 日本ジェネリック製薬協会 田中 俊幸 総務委員長



武藤先生
経歴

1974年 新潟大学医学部卒業
1978年 新潟大学大学院医科研究科修了、医学博士
国立横浜病院にて外科医師として勤務。
同病院医務科1996年～1998年まで
ニューヨーク州立大学薬学部に留学
1988年 厚生省関東信越地方医療指導課長
1990年 国立伊豆厚岸村診療所副院長
1994年 国立長野病院監事兼長野県医療政策研究部長
1995年 国立長野病院副院長
2006年 国際医療福祉大学三田病院副院長、
国際医療福祉大学研究部長
2009年より現職

●所属学会●
日本薬学会、日本薬剤師会、日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会代表理事、
日本外科学会、医療計画推進しんきょう会会長(厚生労働省)、
中堅協専門組織(入院医療従事者の調査・検討分科会会長)(厚労省)等

参加お申し込みは裏面をご記入のうえ、FAXでご送信ください(郵送可) ▶

主催: 全国健康保険協会 熊本支部
共催: 熊本市、日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会
公益社団法人熊本県薬剤師会、熊本県保険者協議会
後援: 日本ジェネリック製薬協会、熊本県



講演の様子。参加者からは概ね好評でした。
参加者数：70人（医療関係者：43人、一般：27人）

＜メディアへの露出＞

- ◆熊本日日新聞 平成30年2月10日朝刊
「後発薬の安全性 理解を」と題して掲載
- ◆くまもと経済 3月号 **「ジェネリック医薬品セミナーに約70人」と題して掲載**

(3) - 3. 健康経営への支援策 ～運動の習慣化で毎日を健康に～



＜血管年齢・血圧測定ブース来場者145名＞
多くの方にお越しいただき、健康意識啓発ができました。

＜特別協賛の趣旨＞

- ◆ヘルスター健康宣言事業所約1,100社のうち、従業員の「運動の習慣づけの推奨」を宣言している事業所は約600社ある。
- ◆協会けんぽから運動の場を提供することで、健康経営の取り組みを支援する。

(3) - 4. 特定健診受診勧奨策 ～40歳から74歳までの被扶養者～

料金後納
ゆうメール

まだ間に合う!
先着順

特定健診+無料オプション検査
(骨密度検査)

下記会場にて、特定健診(集団)を実施します。この機会にぜひ受診しましょう!!

日程

受付 ▶ 9:30-11:30 13:30-15:00 30分毎に受付

2月
21日(水)
22日(木)
24日(土)
25日(日)

イオンモール熊本
2Fイオンホール
上益城郡嘉島町大字上島字長池2232

100ポイント付のWAON POINTカードを1枚プレゼント!

受診後、イオンモール熊本のレストラフフードコート店舗にて会場でお渡しする特典チケットをご提示でお食事が割引に

※対象の専門店、特典内容はイオンモール熊本公式ホームページをご確認ください。
※受診当日のみ有効です。

受付 ▶ 9:30-11:30 30分毎に受付

※こちらはイオンモールの特典がございません。

日程	会場・住所	日程	会場・住所
1月 23日(火)	西部公民館 1F大ホール 熊本市西区小島2-7-1	2月 23日(金)	流通情報会館 1F展示場 熊本市南区流通団地1-24
3月 20日(火)	ユースピア熊本 (熊本県青年会館) 2F大ホール 熊本市中央区水前寺3-17-15	2月 26日(月)	熊本県市町村自治会館・別館 2F大会議室 熊本市東区健甕1-5-3
1月 19日(月) 2月 20日(火)	グランメッセ熊本 2Fコンベンションホール 上益城郡益城町福富1010	3月 12日(月) 2月 26日(月) 27日(火)	国際交流会館 6Fホール 熊本市中央区七徳町4-18
1月 30日(火)	植木公民館 2F多目的ホール 熊本市北区植木町岩野238-1	3月 13日(火) 16日(金)	北部公民館 2F大会議室 熊本市北区薮子木66
2月 1日(木)		3月 15日(木)	

申し込み先 (一社)日本健康保険協会 熊本支部(特定健診実施機関)

☎096-273-6886

受付 ▶ 平日 9:00-15:00

※今年度すでに特定健診を受診された方、組合員ごとの増補費が安く済んだ方にのみ有効です。ご登録ください。

宛名が相違する場合には、開封せずに、本郵便物に「不在」とご記入いただき、そのままポストに投函してください。
(発行人) 株式会社ディーエムエス (配達先) 〒862-8520 熊本市中央区水前寺1-20-22 全国健康保険協会熊本本部保健グループ 全国健康保険協会熊本本部 内 DMS INC.

イオンモールでの集団健診のお知らせ(左)

受診者に配付した特典チケット(右)

イオンモール熊本で特定健診を受診された方だけの素敵な特典!

特定健診でおトク

こちらのチラシを下記の対象店舗でご提示いただくと、おトクな特典が受けられます!

フレッシュジュース
本体価格278円
税込300円
※早期終了は除く。

お食事代
5%OFF

フジオ軒
店内全品
10%OFF

Festa Garden
お食事代
5%OFF

ピピン亭
ドリンク5サイズ1杯
無料サービス

まるめ屋
各種弁当・定食
370円
※税込400円

ピピン亭
お食事代
無料サービス



イオンモール熊本と宇城で合計397人が受診しました。

＜メディアへの露出＞

◆熊本日日新聞 平成30年2月3日朝刊に
「イオンでワオンをゲット」と題して掲載